

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 25 年度
計画改定年度	平成 26 年度 平成 28 年度 平成 30 年度 令和元年度 令和 4 年度 令和 7 年度
計画主体	長岡市

長岡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	農林水産部鳥獣被害対策課
所在地	新潟県長岡市大手通 2 丁目 2 番地 6
電話番号	0258-39-2348
FAX 番号	0258-39-2284
メールアドレス	choju@city.nagaoka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンザル・ツキノワグマ・ニホンジカ・カモ類・カワウ・サギ類・カラス類・アライグマ・タヌキ・ハクビシン
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	長岡市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積 (a)	被害金額 (千円)
イノシシ	水稻・いも類	2,464	25,076
ニホンザル	水稻・豆類・野菜・いも類	221	1,505
ツキノワグマ	鯉養殖用の給餌機	整理なし	被害金額不明
ニホンジカ	被害なし	被害なし	被害なし
カモ類	野菜	117	7,360
カワウ	アユ・ウグイ・コイ・フナ (信濃川水系・漁業権魚種)	整理なし	6,850
サギ類	アユ・ウグイ・コイ・フナ (信濃川水系・漁業権魚種) ・水稻	3	2,905
カラス類	野菜	3	19
アライグマ	被害なし	被害なし	被害なし
タヌキ	野菜	1	34
ハクビシン	〃	2	36
合計		2,811	43,785

(2) 被害の傾向（令和6年度）

<ul style="list-style-type: none"> イノシシは、市全域に生息しており、水稻の踏み荒らし、食害、水田内でのぬたうち及び畦畔の掘り起こし被害が発生している。人身被害が発生する危険性がある。 ニホンザルは、栃尾・山古志地域に生息しており、分布が拡大している。春から秋に水稻・豆類・野菜・いも類に食い荒らし被害が発生している。人身被害が発生する危険性がある。 ツキノワグマは、春から秋にかけて、栃尾・長岡・川口・山古志・小国・越路地域に出没し、人身被害が発生している。特に堅果類の凶作年は、出没が増加する。鯉養殖用の給餌機が破損される被害が発生している。 ニホンジカは、市全域に生息しており、個体数の増加による農作物被害、人身被害の発生が懸念される。 カモ類は、市全域に生息し、冬から春に中之島地域でレンコンの食害が発生している。 カワウ・サギ類は、市全域に生息し、春から秋にかけて信濃川水系でアユ・ウグイ・コイ

- ・フナの食害が発生している。
- ・カラス類は、市全域に生息しており、夏から秋に豆類、春から秋に野菜の食い荒らし被害が発生している。また、食い荒らしによるごみの散乱や糞害など生活環境被害が発生している。
- ・アライグマは、寺泊・川口・長岡で少数の生息情報があり、今後、個体数の増加により農作物被害、人身被害の発生が懸念される。
- ・タヌキ・ハクビシンは、市全域に生息しており、豆類・野菜の食い荒らし被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	品目	現状値（令和6年度）		目標値（令和9年度）	
		被害面積(a)	被害金額(千円)	被害面積(a)	被害金額(千円)
イノシシ	水稻・いも類	2,464	25,076	2,218	22,568
ニホンザル	水稻・豆類・野菜・いも類	221	1,505	199	1,355
ツキノワグマ	鯉養殖用の給餌機	整理なし	不明	整理なし	被害なし
ニホンジカ	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
カモ類	野菜	117	7,360	105	6,624
カワウ	アユ・ウグイ・フナ・コイ (信濃川水系・漁業権魚種)	整理なし	6,850	整理なし	6,165
サギ類	アユ・ウグイ・フナ・コイ (信濃川水系・漁業権魚種) ・水稻	3	2,905	2	2,615
カラス類	野菜	3	19	2	17
アライグマ	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
タヌキ	野菜	1	34	0	31
ハクビシン	〃	2	36	1	32
合計		2,811	43,785	2,527	39,407

※ 目標値は現状値の90%

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ・ニホンジカについては、鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）により箱わな、くくりわな、銃器による捕獲を実施。 ・ニホンザルについては、実施隊により小型檻、大型檻、大型囲いわなによる捕獲を実施。捕獲した個体に GPS データを取得できる首輪を装着し、捕獲や追い払いに活用。 ・ツキノワグマについては、出没状況に応じて実施隊により箱わな（ドラム型）による捕獲を実施。 ・鳥類については、実施隊により銃器による捕獲を実施。また、魚沼漁業協同組合から猟友会へ銃器による捕獲を委託。 ・実施隊員の確保や活動の支援のため、狩猟免許取得経費や銃器、イノシシわなの購入経費を補助するとともに捕獲技術向上に向けた研修会を開催。 ・捕獲した個体は、土中埋設、焼却施設での焼却、自己処分等で処理。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシの捕獲経費が増大しているため活動の効率化を行う必要がある。 ・ニホンザルの捕獲頭数の増加。特に大型檻と大型囲いわなの効果的な運用。 ・ツキノワグマやイノシシが集落に連続出没した場合の効果的かつ安全性を考慮した捕獲対応。 ・捕獲者の高齢化により担い手確保が必要。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国の交付金事業を活用し、集落単位の大規模電気柵を設置。 ・個人・集落による電気柵導入の費用を補助。 ・電気柵に関する研修会の開催。 ・電気柵訪問点検員による電気柵の管理手法のアドバイスを実施。 ・集落による花火等での追い払い活動を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落による主体的な取り組み実施の意識啓発。
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・集落による緩衝帯の整備及び放任果樹の除去費用を補助。 ・魚沼漁業協同組合がカワウの被害防除の効果を把握するため胃内容物分析を実施。 ・鳥獣の習性や被害防止対策に関する集落向け学習会の開催や、広報誌等で普及啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落による主体的な取り組み実施の意識啓発。

(5) 今後の取組方針

- ・実施隊による出没、被害の発生状況等に応じた捕獲活動を継続する。
- ・課題となっている大型獣の連続出没時の捕獲対応、イノシシ捕獲の効率化、ニホンザルの捕獲頭数の増加について、組織体制や関係団体との連携の強化、ICT 技術の積極的な活用などにより解決に取り組む。
- ・捕獲の担い手を確保するため、活動経費の支援と一般市民への普及啓発を継続する。
- ・新潟市西蒲区福井に整備されたライフル射撃場において、大型獣の捕獲に有効な大口徑ライフル銃やスラッグ弾の使用の確保及び技術の向上を推進する。
- ・カワウの個体群管理について、個体群の拡散を抑制するため、信濃川水系の近隣自治体、県、漁協等関係団体と連携し広域的に取り組む。魚沼漁業協同組合による捕獲や被害防除、胃内容物分析を継続する。
- ・電気柵導入、花火等での追い払い、不要果樹の伐採、緩衝帯整備の経費の補助を継続するとともに、研修会の開催により意識高揚を図ることで、集落住民による主体的な取り組みを促進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ①実施隊…新潟県猟友会支部が推薦する猟友会員を任命し、銃器の使用やわなの設置による対象鳥獣の捕獲を実施する。また市の鳥獣被害対策に積極的に協力する者を任命し、サルの個体数調査や電気柵点検を実施する。冬期にイノシシの銃器による巻狩りを実施する際、長距離でも命中精度が高く威力のあるライフル銃を実施隊員が使用する。
- ②集落の農業者等…わなの見回り等、実施隊の捕獲活動をサポートする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 令和8年度 令和9年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ等	・わな免許を有する実施隊員にイノシシ・ニホンジカの捕獲わな、捕獲通知機器等の購入経費を補助する。 ・ニホンザルは小型檻、大型檻、大型囲いわな、ツキノワグマは箱わな（ドラム型）を必要数確保・維持する。 ・実施隊員の確保のため、狩猟免許取得や猟友会への新規入会、初めて銃器を購入する場合の経費を補助する。 ・捕獲技術を向上するため研修会を開催する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

- ・イノシシ・ニホンジカ・カモ類・サギ類・カラス類・タヌキ・ハクビシンは、被害を抑制するため近年の捕獲実績を上回る捕獲計画数とする。
- ・ニホンザルは、人の生活圏への侵入による被害を抑制するために、適性な群れの個体数を約25頭と設定し、必要な捕獲計画数を設定する。

- ・ツキノワグマは、新潟県ツキノワグマ管理計画を踏まえ、人身被害等の防止と安定的な地域個体群の保全を両立させるため、必要最小限の捕獲を行う。
- ・カワウは、新潟県カワウ管理計画、隣接自治体と協同で策定した信濃川水系カワウ広域被害防止計画をふまえ、被害を抑制するため、近年の捕獲実績を上回る捕獲計画数とする。
- ・アライグマは、特定外来生物に指定されていることや新潟県アライグマ防除実施計画をふまえ、根絶に向け上限を設けず捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	550	550	550
ニホンジカ	30	30	30
ツキノワグマ	必要最小限の捕獲を行う		
ニホンザル	150	150	150
カモ類	20	20	20
カワウ	20	20	20
サギ類	150	150	150
カラス類	300	300	300
アライグマ	根絶に向け上限を設けず捕獲を行う。		
タヌキ	20	20	20
ハクビシン	30	30	30

捕獲等の取組内容

- ・イノシシ、ニホンジカは、4～11月に、電気柵を設置しているほ場周辺や農作物被害が懸念される山沿いで、わなによる捕獲を行う。1～3月頃、中山間地域で銃器による捕獲を行う。
- ・ニホンザルは通年、被害が発生している地域でわなによる捕獲を行う。
- ・ツキノワグマは、集落への出没状況に応じ、4～11月にわなによる捕獲を行う。
- ・鳥類は4～10月頃、銃器による捕獲を行う。
- ・アライグマは、生息情報に応じ、4～6月を中心にわなによる捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

冬期にイノシシの銃器による巻狩りを実施する際、長距離でも命中精度が高く威力のあるライフル銃を実施隊員が使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンザル	—	電気柵（ほ場柵） 延長：10,000m	電気柵（ほ場柵） 延長：1,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容（令和7～9年度）
イノシシ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none">・個人・集落による電気柵導入の費用を補助。・電気柵を管理する集落を対象に、適正な管理方法についての研修会を開催する。・電気柵訪問点検員による電気柵の管理手法のアドバイスを実施。・ニホンザルについて、地域住民による追い払いで使用する花火等の資材の購入経費を補助。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

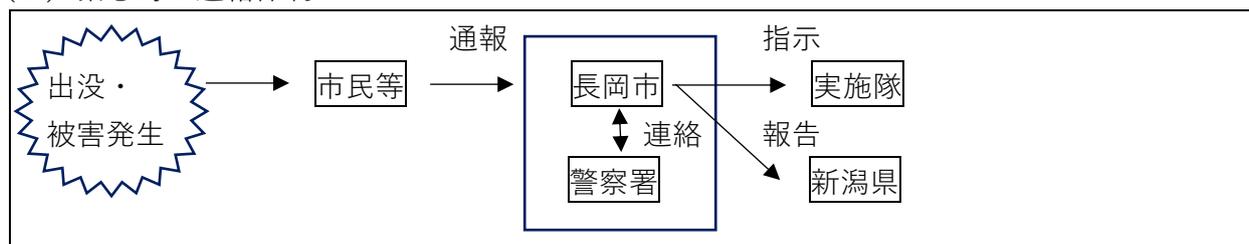
対象鳥獣	取組内容（令和7～9年度）
イノシシ、 ニホンザル、 ツキノワグマ等	<ul style="list-style-type: none">・集落による放任果樹の伐採や、緩衝帯整備の費用を補助する。・集落向け学習会の開催や広報誌等で、生息環境管理等の必要性を普及啓発する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長岡市	・情報収集、現地確認、安全確保、パトロール、注意喚起（地域住民、教育委員会、関係機関、施設）、追い払い、実施隊への捕獲等の指示
新潟県	・指導、助言、情報共有、他自治体や関係団体との調整
新潟県警察	・情報収集、現地確認、安全確保、パトロール、注意喚起、交通整理
実施隊	・捕獲、追い払い、現地確認、パトロール

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・市有ごみ処理施設での焼却、捕獲現場での埋設により処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	利用方法の情報収集を行う。
ペットフード	〃
皮革	〃
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等）	学術研究の依頼があれば提供する。

(2) 処理加工施設の取組

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	長岡市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
長岡市	・事務局として会議等を開催し、構成機関の連絡調整を行うとともに協議会の事業を実施する。
農業協同組合	・農作物被害情報の収集と各農家への対策に関する普及啓発。
農業共済組合	・農作物被害情報の収集とドローンを活用した調査や捕獲への協力。
漁業協同組合	・内水面漁業（信濃川流域）における被害の把握及び対策実施。
新潟県猟友会長岡支部	・捕獲等の事業に関する助言等。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新潟県長岡地域振興局	・ 関連情報の提供、指導、助言等。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・平成28年度4月1日、実施隊を設置。
- ・有害鳥獣の捕獲活動を行う5つの方面隊（長岡、栃尾、三島、中之島、小国）と、鳥獣の行動域調査や電気柵の点検等を行う協力部隊で組織する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・実施隊の担い手確保のため、活動経費を補助するほか、地域への普及啓発を実施する。
- ・実施隊と地域の農業者との連携を促進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・新潟県ニホンザル管理計画をふまえ、ニホンザルを県及び隣接自治体と連携して管理できるよう検討する。